

工事標準仕様書平成21年4月1日改正について

1 改正箇所

- (1) 本編第1編から第11編の内第1編(総則編)、第3編(工事共通編)、第4編(河川編)から第9編(下水道編)の改正
- (2) 土木工事施工管理基準の改正

2 改正概要

(1) 本編

ア 第1編

- (ア) 下請負届の記載範囲の明確化。 (1-1-11)
- (イ) 下請負者に専門技術者を配置させる場合の提出書類の明確化。 (1-1-12)
- (ウ) 建設業退職金共済制度の収納書の提出時期及び証紙購入枚数の明確化。 (1-1-47)
- (エ) 監理技術者制度運用マニュアルの位置づけ。 (1-1-49)

イ 第3編

- コンクリート標準示方書の改正による水セメント比の変更。
- ウ 第4編～第9編

摘要すべき諸基準の改正に伴う変更。

(2) 土木工事施工管理基準

ア 出来形管理基準及び規格値

9編下水道編第1章管路の追加。

イ 品質管理基準及び規格値

「日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」の圧縮強度の試験基準を一部変更し、試験基準欄に記載。

「日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準(案)」は、廃止。

ウ 写真管理基準

(ア) 監督員が臨場し、確認した箇所は出来形管理写真を省略。

(イ) 写真撮影箇所一覧に第9編下水道編を追加。